

藤沢市アートスペース条例施行規則の制定について
藤沢市アートスペース条例施行規則を次のように定める。

2015年（平成27年）4月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 制定する規則

別紙のとおり

2 施行期日

- (1) 条例の施行の日。ただし、第17条から第19条までの規定は、2015年（平成27年）5月1日。
- (2) 展示ルーム等の使用に関する手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

この規則を提出したのは、新たな美術振興施設を公共の用に供するにあたり、藤沢市アートスペース条例(平成27年藤沢市条例第47号)第16条の規定に基づき、管理等について必要な事項を定める必要による。

藤沢市アートスペース条例施行規則をここに公布する。

平成27年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 井上 公基

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市アートスペース条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市アートスペース条例(平成27年藤沢市条例第47号。以下「条例」という。)の委任事項及び条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び供用時間)

第2条 アートスペースの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 アートスペースの供用時間は、午前10時から午後7時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日又は供用時間を臨時に変更することができる。

(展示ルームの使用原則)

第3条 アートスペースの展示ルーム1及び展示ルーム2の使用については、火曜日から次の日曜日までの間継続して美術作品の展示等を行うことを原則とする。ただし、市又は教育委員会が実施する事業又は共催をする事業に使用する場合その他教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(レジデンスルームの使用原則)

第4条 アートスペースのレジデンスルームの使用については、日曜日から翌週の土曜日までの2週間、第2条第2項に定める供用時間の範囲内において美術作品の制作及び展示等の用に供することを原則とする。ただし、市又は教育委員会が実施する事業又は共催をする事業に使用する場合その他教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 アートスペースのレジデンスルームの使用については、4メートル四方の1区

画ごとの利用を原則とする。

(使用許可申請手続)

第5条 条例第8条第1項の規定による申請（以下「使用許可申請」という。）は、藤沢市アートスペース使用許可申請書により、第3条及び前条の規定による使用期間の初日の8月前から1月前までの間に行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が認めるときは、同項に規定する申請期間の開始前においても使用許可申請をすることができる。

(使用許可に関する決定)

第6条 条例第8条第1項の規定による使用許可（以下「使用許可」という。）又は不許可の決定は、次の区分により行うものとし、その結果は文書により通知するものとする。

(1) 前条第1項の規定による使用許可申請のうち、毎月1日において使用期間の初日が6月後の月に属することとなるものについては、同日（その日が休館日に当たる場合は、その後最初に到来する開館日）にまとめて決定するものとする。この場合において、使用期間を同じくする使用許可申請があるときは、別に定める抽選により順位を定め、その順序により決定するものとする。

(2) 前号の規定による決定後になされた使用許可申請及び前条第2項の規定による使用許可申請については、その申請の順序により決定するものとする。

(使用上の打合せ)

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用期間の初日前2週間までに（当該期限後において使用許可がなされた場合にあつては、あらかじめ）、アートスペースの使用方法について教育委員会と打合せをしなければならない。

(使用変更の承認)

第8条 使用者が使用許可に係る使用内容を変更しようとするときは、教育委員会に申請して、その承認を得なければならない。

2 前項の申請は、使用許可の通知書を添付した藤沢市アートスペース使用変更承認申請書によりしなければならない。

3 第1項の承認又は不承認の通知は、文書により行うものとする。

(使用の取消しの届出)

第9条 使用者がその使用を取りやめるときは、藤沢市アートスペース使用取消届出書により、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(特別な設備等に係る仕様書等の提出)

第10条 条例第10条第2項の規定により承認を得ようとするときは、特別な設備又は装飾に係る仕様書又はこれに類する書類を教育委員会に提出しなければならない。

(展示作品の管理)

第11条 使用者は、アートスペースの使用期間中、展示作品を適正に管理しなければならない。

(遵守事項)

第12条 アートスペースの利用者(使用者を含む。)は、アートスペース内において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (2) 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 職員の指示に従うこと。

(利用の制限)

第13条 教育委員会は、アートスペースの管理上支障があると認められる者には、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(使用料の減免)

第14条 条例第9条第2項の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- (1) 次のアからエまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割

ア 市又は教育委員会が共催をする事業に使用する場合

イ 国又は神奈川県が使用する場合

ウ 教育委員会が別に定める社会教育関係団体が使用する場合

エ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合

- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合

2 条例第9条第2項の規定により使用料を免除する場合は、前項第1号に掲げる場合に該当する場合であって、教育委員会が特別な理由があると認めたときとす

る。

3 条例第9条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、藤沢市アートスペース使用料減免申請書により、教育委員会に申請しなければならない。

4 教育委員会は、前項の申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市アートスペース使用料減免等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(既納使用料の還付)

第15条 条例第13条ただし書の規定による既納使用料の還付は、次に定めるところによる。

(1) 使用者がその責めに帰することができない理由により使用できない場合は、全額を還付する。

(2) 使用期間の初日前3月までに、第9条の規定による使用取消しの届出があつた場合（前号に規定する場合を除く。）は、5割相当額を還付する。

2 既納使用料の還付を受けようとする者は、藤沢市アートスペース既納使用料還付申請書により、教育委員会に申請しなければならない。

(帳票の様式)

第16条 この規則に規定する各帳票の様式は、教育委員会が定める。

(藤沢市アートスペース運営協議会の委員長)

第17条 藤沢市アートスペース運営協議会（以下「協議会」という。）に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第18条 協議会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育長がこれを行う。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(協議会の書記)

第19条 協議会に書記を置き、アートスペースの管理を担当する職員をもって充てる。

2 書記は、委員長の指揮を受けて協議会の庶務を処理する。

附 則

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第17条から第19条までの規定は、平成27年5月1日から施行する。

2 展示ルーム等の使用に関する手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。